

# 既存住宅浄化槽付替え時の処理対象人員算定基準の ただし書適用願い注意事項

建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302:2000)

延べ床面積が 130 m <sup>2</sup> 以下の住宅	5人槽	水量負荷算定 1日あたり 200ℓ/人
延べ床面積が 130 m <sup>2</sup> より大きい住宅	7人槽	
台所2ヶ所以上でかつ、浴室が2ヶ所以上の住宅	10人槽	

ただし書適用願いは、上記の基準において7人槽又は10人槽の対象となる住宅であっても、既存住宅の使用状況から算定基準が明らかに実情に添わない場合に限り5人槽の設置を認めるものです。

そのため、住宅の形状を変更する場合や使用状況に変更が生じる場合は、新築時と同様の扱いとなることから、上記の基準に従って再度浄化槽の付替えをする必要があります。

## ●再度浄化槽の付替えが必要となる場合

- ①増改築や建替えなどで、建築確認申請や建築許可等の手続きを行う場合  
※延べ床面積が 130 m<sup>2</sup>以下の住宅となる場合を除く
- ②居住人員が6人以上になるなど、水道使用量が 1,000ℓ/戸・日を超える場合  
※台所及び浴室が2ヶ所以上ある住宅で、これらを同時に使用する場合を含む
- ③使用状況等の変化により水質に支障が生じた場合

ただし書適用願いを提出する方は、現在の住宅に手を加えることなく、そのまま使用し続けることを前提としてください。(建築確認を伴わないリフォームは可)

特に、台所及び浴室が2ヶ所以上ある住宅では、設備が備わっていても片方は使用できない状況となることから、将来住宅を売却しようとする際には、その価値を大きく下げることにつながります。

ただし書適用願いの提出にあたっては、これらを十分理解したうえで申請していただき、浄化槽管理者を変更する場合は、責任を持って上記の内容を承継してください。

## ●人槽緩和についてのお問い合わせは…

岡崎市環境部廃棄物対策課 汚水管理係  
電話 0564-23-6871 FAX 0564-47-8860